

# 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

## これまでの経緯等

令和4年9月6日令和4年度第1回青森県地域医療構想調整会議 資料2-1

- 厚労省では、全国の公立・公的医療機関のうち、平成29年度の病床機能報告において、高度急性期・急性期機能と報告している病院を対象とし、全国一律の基準で、がん、脳卒中、心血管疾患などの診療実績データを分析した結果、  
A：「診療実績が特に少ない」の要件に9領域全て該当又はB：「類似かつ近接している医療機関がある」の要件に6領域全て該当している公立・公的病院に対し、構想に基づく具体的対応方針の再検証を求めるとした。
- 厚労省は、令和4年3月24日付けで「地域医療構想の進め方」を示し、**令和5年度末までに、公立・公的医療機関に加え、民間医療機関も含めた対応方針の策定や検証・見直しを求めた。**
- 総務省は、令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を示し、**病院事業を実施する自治体に対して、令和5年度末までに「公立病院経営強化プラン」を策定することを求める**。  
具体的には、**各公立病院が地域において担うべき役割・機能を見直し、明確化・最適化した上で、病院間の連携を強化する取組や、地域医療構想で定める必要病床数との整合性を求める**。  
なお、策定された公立病院経営強化プランは、地域医療構想における公立病院の具体的対応方針として位置付けられ、地域医療構想調整会議で、協議することになっている。

## 本県の対応

- 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証  
当該枠組みでの協議は、対象を高度急性期・急性期機能の病床を有する公立・公的病院に限定していたが、地域において中核的な役割を担う病院の医療機能等に関する協議という観点から、同様の役割を担う民間病院（高度急性期・急性期機能の病床を有する民間病院）についても、当該枠組みに加えて協議することとした。
- 再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直し  
**再検証対象以外の全ての有床の医療機関（診療所も含む）を対象**とし、原則、2025年の病床機能及び病床規模について協議することとした。

# 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について

国から、基本的な考え方が示されたことから、令和4年3月の調整会議に提案した「各医療機関の具体的対応方針の再検証（案）」をたたき台とし、対象となる病院の具体的対応方針の策定や検証・見直しを開始する。

## ○ 対象医療機関について（R4.7.1時点）

前述のとおり、これまで再検証を行ってきた25公立・公的病院に高度急性期・急性期機能の病床を有する  
19民間病院を加え、県内44病院とする。

## ○ 再検証について※具体的スケジュールは、次ページを参照

協議の進め方については、救急医療等、多くの政策医療に携わる公立・公的病院の役割・機能等の変更が、  
民間病院のあり方に影響する可能性があることから、公立・公的病院の合意を先行※させる。

### 1 役割・機能及び医療連携について

#### （1）公立・公的病院について（令和5年度第2回目調整会議（R5.11月）での合意を予定）

・公立病院は、「公立病院経営強化プラン」の策定を念頭に、地域における役割・機能（病床規模を含む）及び医療連携について見直す。（プランの提出を求めるものではありません。）

・公的病院は、必要に応じて地域における役割・機能（病床規模を含む）及び医療連携について見直す。  
上記公立・公的病院の見直し内容は、協議の上、現行の再検証（案）を修正（見直し）する。

#### （2）民間病院について（令和5年度第3回目調整会議（R6.3月）での合意を予定）

民間病院は、公立・公的病院の動向等を踏まえ、自院の2025年における役割・機能（病床規模を含む）の最適化や医療連携のあり方などについて検討し、具体的対応方針を策定する。

#### （3）医療連携について

公立・公的及び民間病院は、具体的な医療連携について検討し、関係医療機関等と調整・合意の上、  
具体的対応方針とすること。（「〇〇の領域について、〇〇病院と〇〇のように連携する。」等具体的  
な方針とすること。また、最低限、プロフィールシートに記載の紹介先及び紹介元医療機関との連携に  
ついては、各病院間で整理・調整の上、合意を得られたものとすること。）

※上記内容は、地域の医療提供体制への影響が見込まれるため、各医療機関の検討状況については、調整  
会議で共有し、必要に応じて協議・調整を図ることとし、令和5年度末（R6.3月）の調整会議において  
全ての医療機関について合意を得る方針。

### 2 その他

協議にあたっては、病床機能報告の診療実績データ等を参考とする。（なお、R3病床機能報告につ  
いては、一部内容に疑義があることから、後日、関係医療機関に照会の上、修正致します。）

# 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の策定・見直しスケジュールについて

		役割・医療機能（病床規模を含む）について	医療連携について	
		公立・公的病院【25病院】	民間病院【19病院】	各病院共通【44病院】
策定・見直しの方針		<p>令和5年8月開催予定の調整会議まで※に具体的対応方針を見直し、令和5年11月開催予定の調整会議までの合意を目指すこと。</p> <p>※可能な場合は、令和5年3月開催予定の調整会議までに具体的対応方針（見直し案）示すこと。</p> <p>※公立病院は、「公立病院経営強化プラン」の策定を念頭に見直しをお願いします。（プランの提出を求めるものではありません。）</p>	令和5年8月開催予定の調整会議までに具体的対応方針（素案）を示し、令和6年3月開催予定の調整会議までの合意を目指すこと。	令和5年3月までに、医療連携について、病院の具体的な考え方（〇〇の領域について、〇〇病院と〇〇のように連携する。）を示した上で、令和6年3月開催予定の調整会議までの合意を目指すこと。（最低限、プロフィールシートに記載の紹介先及び紹介元医療機関との連携については、整理の上、合意を得ること。）
<u>R4年 9月 R4①調整会議（本会議）</u>		県から具体的対応方針の策定・見直しの進め方、スケジュールを提示		
R4年度	<u>R5年 3月 R4②調整会議（予定）</u>	具体的対応方針（見直し案） 公①（可能な病院）を提示		医療連携について具体的対応方針（素案）を策定 ※提出方法等は別途指示。
	調整期間	院内及び関係医療機関との調整・見直し		
R5年度	<u>R5年 8月 R5①調整会議（予定）</u>	具体的対応方針（見直し案） 公②（①以外の病院）を提示	具体的対応方針（案）民を策定	時点修正（調整・見直し）
	調整期間	院内及び関係医療機関との調整・見直し		
	<u>11月 R5②調整会議（予定）</u>	具体的対応方針【見直し案】の確定・合意（医療連携を含む）	時点修正（調整・見直し）	
	調整期間	※特に公立病院は、「公立病院経営強化プラン」との整合性に留意の上、必要に応じて調整・見直し（見直しが必要な場合は、即時情報共有のこと。）	※公立・公的病院の動向や医療連携等を踏まえ、最終調整。	～関係医療機関との調整～
	<u>R6年 3月 R5③調整会議（予定）</u>	具体的対応方針【最終案】の確定・合意（医療連携を含む）		

# 再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて

## ○ 対象医療機関 (R4. 7. 1時点)

再検証対象以外の全ての有床の医療機関：県内 139 医療機関

## ○ 対応方針（2025年の病床機能及び病床規模に係る方針）の策定・見直しについて (令和5年度第2回目調整会議 (R5.11月) での合意を目指す)

原則、既に提出されている病院プロフィールシートや病床機能報告の記載内容（病床機能及び病床数）を対応方針とする。

なお、公立病院は、**公立病院経営強化プランの策定を念頭に、地域における役割・機能（病床規模を含む）及び医療連携について改めて見直し、具体的対応方針として調整会議に諮ること。（プランの提出を求めるものではなく、プロフィールシート等の記載内容を修正し、調整会議に諮ること。）**

# 公立病院経営強化プランに係る協議について

## ○ 対象医療機関 (R4. 7. 1時点)

22 公立病院（「青森県立つくしが丘病院」を除く。）

## ○ 協議について

各公立病院は、公立病院経営強化プランの策定を念頭に具体的対応方針を策定の上、調整会議で協議する。

(1) 高度急性期・急性期機能の病床を有する公立病院：県内 20 病院

再検証対象医療機関として協議する。

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化するための協議を実施。

(2) 回復期・慢性期機能の病床を有する公立病院：県内 2 病院

再検証対象以外の医療機関として協議する。

医療機能については、地域医療構想との整合が図られていることから、特に病床規模や継続的な医療提供という観点から協議を実施。